

「経営革新事例シリーズ」連載にあたって

～ 中小企業経営革新計画承認企業の事例紹介～

大阪府商工労働部商工振興室経営支援課長

1. はじめに

今日的な経営課題にチャレンジする中小企業の経営革新を支援するため、平成11年7月、「中小企業経営革新支援法」が施行されました。大阪府におきましても同法に基づく「経営革新計画」の承認を行ってきましたが、同法に関する相談、問合せが多くあり、また、より多くの中小企業の皆様に同法を利用していただくため、同計画の承認企業の取り組みを紹介することといたしました。

今回はまず、「中小企業経営革新支援法」の概要と大阪府における承認状況等についてご紹介します。

2. 中小企業経営革新支援法とは

(1) 制定の経緯

これまで、既存の中小企業に対する支援は、大企業との生産性格差を是正し、コスト競争力の強化を図るものが中心でしたが、経済環境の変化に対応して高付加価値化や市場指向性の向上に対する支援が必要となってきました。

こうした既存中小企業の経営革新支援の法律としては、これまで中小企業近代化促進法と中小企業新分野進出等円滑化法がありましたが、中小企業近代化促進法は、商工組合や社団法人による業種を対象とした構造改善対策を行うもので、個々の企業が独自に取り組む事業に対しては支援が行われませんでした。また、支援策についても、コスト競争力を強化するための設備近代化を中心としたものでありました。

一方、中小企業新分野進出等円滑化法は、個別企業を対象としているものの、その範囲は、製造業等四業種に属し、かつ生産額が減少している中小企業に限定されていきました。

しかしながら、中小企業の今日的な経営課題に対応するためには、個々の中小企業が創意工夫をもって新たな事業活動に取り組み、経営の向上を図ることを重点的に支援することが重要であるため、これらの法律を発展的に統合した中小企業経営革新支援法が、平成11年3月31日公布され、平成11年7月2日に施行されました。

中小企業近代化促進法

(業種を対象に設備の近代化やスケールメリットを追究)

中小企業新分野進出等円滑化法
(支援対象が限定)



経営革新支援法
(全業種を対象に経営革新を幅広く支援)

(2) 法律の特徴

中小企業経営革新支援法の特徴としては、概ね以下の5点を挙げることができます。

ア 全業種での経営革新を幅広く支援

今日的な経営課題にチャレンジする中小企業の経営革新(新たな取り組みによる経営の向上)を全業種にわたって幅広く支援します。

イ 承認の対象となる経営革新計画の内容

新たな取り組みによって当該企業の事業活動の向上に大きく資するものであり、概ね、以下の4種類に分類されます。

- (ア) 新商品の開発又は生産
- (イ) 新役務の開発又は提供
- (ウ) 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- (エ) 役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

このような「新たな取り組み」については、多様なものが存在しますが、「新たな取り組み」とは、個々の中小企業者にとって「新たなもの」であれば、既に他社において採用されている技術・方式を活用する場合についても原則として承認対象とします。ただし、業種毎に同業の中小企業(地域性の高いものについては同一地域における同業他社)における当該技術の導入状況を判断し、それぞれについて既に相当程度普及している技術・方式等の導入に

については承認対象外といたします。

また、設備の高機能化や共同化が依然として大きな経営課題となっている場合、設備の高機能化や共同化によって新たな生産方式を導入し、生産やサービス供給効率を向上するための取り組みも承認対象とします。

更に、事業活動全体の活性化に大きく資する生産や在庫管理のほか、労務や財務管理等経営管理の向上のための取り組みについても、広い意味での商品の新たな生産方式、あるいは役務の新たな提供方式等として承認対象とします。

承認にあたっては、大阪府、国の地方機関等が、申請内容に沿って承認すべきか否か判断することとなります。

なお、経営革新計画が公序良俗に反する又はその恐れのあることが明らかな場合や経営革新計画が関係法令違反又はその恐れがあることが明らかな場合は承認をすることができません。

ウ 柔軟な連携体制で実施

経営資源・得意分野に限りのある中小企業の経営革新には、他者との柔軟な連携関係を最大限活用することが不可欠です。このため、中小企業単独のみならず、異業種交流グループ、組合等との多様な形態による取り組みを支援します。

エ 法律の適用範囲

この法律の適用を受けるのは、中小企業者又は組合等です。

具体的には、【別表1】に掲げた業種毎に資本金基準と従業員基準のいずれか一方の基準を満たせば、本法の対象となります。

また、【別表2】に掲げた組合及び連合会も中小企業者に該当し、本法の対象となります。

【別表1】 中小企業者として本法の対象となる会社及び個人の基準

主たる事業 を営んでい る業種	資本金 基準 (資本 の額又 は出資 の総 額)	従業員 基準 (常時 使用す る従業 員の 数)
<p>製造業、建 設業、運 輸業その 他の業 種 (下記以 外)</p> <p>ゴム製品 製造業 (自動車 又は航空 機用タイ ヤ及び チューブ 製造業並 びに工業 用ベルト 製造業を 除く)</p>	<p>3億円 以下</p> <p>3億 円以 下</p>	<p>300 人 下</p> <p>90 0人 以下</p>
卸売業	1億円 以下	100 人 以下
<p>サービス業 (下記以 外)</p> <p>ソフトウ エア業又 は情報処 理サービ ス業</p> <p>旅館業</p>	<p>5千万 円以 下</p> <p>3億 円以 下</p> <p>5千 万円 以下</p>	<p>100 人 下</p> <p>30 0人 以下</p> <p>20 0人 以下</p>
小売業	5千万 円以下	50人 以下

(注) 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

【別表 2】 中小企業者としての本法の対象となる組合及び連合会

組合及び連合会	中小企業者となる要件
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会	特になし
環境衛生同業組合、環境衛生同業小組合、環境衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会	直接又は間接の構成員 2/3以上が中小企業者であること

(注)

1. 企業組合及び協業組合も中小企業者として本法の対象となります。

2. 社団法人は、中小企業者には該当しませんが、民法第34条の規定により設立された社団法人のうち、その直接又は間接の構成員の2/3以上が中小企業者であるものについては、本法の対象として含めることとしています。本法では、この要件を満たす社団法人と前述の中小企業者とあわせて「中小企業者等」と呼ぶこととしています。

オ 経営目標の設定

本法では、事業者の経営努力を促すため、経営の向上に関する目標を設定していただきます。そして、計画を承認した行政側も、事業計画の実現を支援するため、計画期間中にアドバイス等を行い、フォローアップを実施します。

(ア) 経営革新計画の計画期間について

承認の対象となる経営革新計画の計画期間は 3年間から5年間です。

(イ) 経営目標について

1. 付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費

2. 一人当たりの付加価値額 = 付加価値額 / 従業員数

経営革新計画として承認されるためには、上記いずれかの指標について、5年間の計画の場合、計画期間である 5年後までの目標伸び率が15%以上であることが必要です。また、計画期間が 3年間の場合は9%以上の目標伸び率が、4年間の場合は12%以上の目標伸び率が必要です。

なお、グループによる申請について

は、承認の判断にあたって、グループ全体を合算した経営指標を用いることができます。

(3) 支援の受け方及び支援策について

まず、【別表3】の手続きに従い、「経営革新計画」を作成し、大阪府知事、あるいは、国の各地方機関、本省等に提出し、承認を受けた場合、計画期間中、以下の支援措置を利用することが可能となります。

【別表3】 計画の承認手続き (流れ図)

経営革新計画の承認を受けるためには、以下のような手続きが必要です。

(1) 大阪府担当部局等への問い合わせ

※ 来庁されてのご相談の場合、事前に担当者と日時の調整をお願いします。

連絡先	大阪府商工労働部 商工振興室経営支援課 経営革新グループ
	TEL 0 6-6 941 -03 51(内 線26 65)

- 対象者の要件、経営革新計画の内容、申請手続き、申請窓口、支援措置の内容等、ご相談ください。なお、案件によっては、都道府県ではなく、国の地方機関等、あるいは本省が窓口になることもありますので、まずは、その点をご確

認ください。



(2) 必要書類の作成、準備

- 計画承認申請書（大阪府担当部局、国の地方機関等に用意してあります。）
- 申請書への記載（経営革新計画を策定の上、申請様式に従って記載してください。）



(3) 大阪府担当部局、国への地方機関等への申請書の提出

- 申請書提出は、案件によって決定されます。
- 本法に関連する債務保証、融資、補助金等を利用する場合には、計画申請と並行して当該関係機関と密接な連絡をとることが適当です。
（詳しくは、大阪府担当部局、国の地方機関等にご相談ください。）



(4) 大阪府知事、国の地方機関等の長の承認

- その後、支援機関等による審査を経たうえで、助成措置等が決定されます。
- 計画開始後、フォローアップのために、計画進捗状況調査等が行われます。

経営革新計画の承認を受けた方への支援措置の概要

低利融資

◆ 中小企業経営革新等支援貸付 (政府系金融機関)

(中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫)

● 融資限度額・・・設備資金 7.2 億円 (うち長期運転資金 2.5 億円)

(国民金融公庫)

● 融資限度額・・・設備資金 7,200 万円 (うち運転資金 4,800 万円)

◆ 先端産業育成特別融資 (中小企業金融公庫)

● 融資限度額・・・設備資金 4 億円

◆ 経営革新等支援資金融資 (大阪府制度融資)

● 融資限度額・・・有担保 2 億円 (うち無担保・有保証人 5,000 万円)

◆ 中小企業事業拡張資金融資 (大阪市制度融資)

● 融資限度額・・・有担保 6,500 万円 (うち無担保・有保証人 5,000 万円)

税制面での優遇措置

◆ 設備投資減税

取得価格の7%税額控除または30%の特別償却
(リースの場合は、リース費用総額の60%相当額について7%税額控

除)

◆ 欠損金の繰戻し還付

法人税法の課税所得計算の結果生じた欠損金について、その欠損事業年度の青色申告書を提出した法人は、前1年以内に開始する事業年度に法人税の納付がある場合法人税を繰り戻し還付

◆ 試験研究関連税制

組合等が承認計画に従って実施する事業に係る試験研究に必要な負担金を、構成員に賦課する場合、税制の優遇措置があります。

◆ 特別土地保有税の非課税措置

小規模企業者等設備導入資金助成法

◆ 設備資金の貸付割合の引上げ

1/2から2/3に

◆ 設備資金の貸付限度額の引上げ

4,000万円から6,000万円に

この他、中小企業投資育成株式会社の特例、経営革新のための新商品開発等に対する補助、高度化融資などの支援制度があります。

なお、計画の承認は支援措置を保証するものではなく、計画の承認を受けた後、それぞれの支援機関等における審査が必要となります（上記の支援策の詳細な内容については、大阪府商工労働部商工振興室経営支援課経営革新グループまでお問い合わせください）。

3.大阪府における承認状況

平成12年9月末現在の大阪府における承認件数は237件（承認企業をホームページに掲載：[経営支援課経営革新支援法のホームページへ](#)）。全国レベルでは、東京都の696件に次いで2番目に多い承認件数となっています（【別表4】参照）。

その内容を業種別で見えますと、約半数が製造業となっており、次いでサービス業、卸売業の順となっております。
次に、規模別で見えますと、資本金別では、1,000万円以下の企業が約4割を占めています。また、従業者数別では、20人以下の規模の企業が約半数となっております（【別表5】参照）。

【別表4】 中小企業経営革新支援法実績表（平成12年9月30日現在）

	申請 件数	承認 件数	組合 等 (承 認件 数内 数)	任意 グ ル ー プ (承 認件 数内 数)
国 (地 方局 含 む)	6	5	2	3
北海 道	46	44	2	1
青森 県	14	13	0	0
岩手 県	12	12	0	0
宮城 県	12	12	0	0
秋田 県	24	23	1	0
山形 県	21	21	0	0
福島 県	16	13	0	0

茨城県	20	20	0	0
栃木県	35	32	0	1
群馬県	26	25	0	0
埼玉県	12 2	11 8	0	1
千葉県	36	33	0	0
東京都	78 0	69 6	0	0
神奈川県	16 5	15 8	0	0
新潟県	27	27	0	0
長野県	76	76	0	0
山梨県	43	37	0	0
静岡県	99	85	1	0
愛知県	10 5	10 4	0	2
岐阜県	41	39	0	1
三重県	39	38	0	0
富山県	38	38	0	2
石川県	55	46	1	1

福井県	26	24	0	0
滋賀県	10	9	0	0
京都府	35	32	0	0
大阪府	26 5	23 7	0	1
兵庫県	10 4	10 2	1	1
奈良県	15	14	1	0
和歌山県	34	30	0	0
広島県	14 8	14 3	2	1
岡山県	82	78	1	2
鳥取県	13	11	0	0
島根県	18	17	0	0
山口県	27	24	0	1
徳島県	10	10	0	0
香川県	26	26	0	2
愛媛県	18	17	1	0
高知県	20	17	0	2

福岡県	69	67	0	2
大分県	21	19	0	0
佐賀県	14	13	1	0
長崎県	45	45	3	0
宮崎県	15	15	1	0
熊本県	28	10	0	0
鹿児島県	21	21	2	0
沖縄県	7	7	0	0
合計	2,929	2,703	20	24

【別表5】 経営革新計画承認企業内訳 (平成12年9月末現在)

業種別

	企業数	構成比 (%)
製造業	117	49.4
サービス業	55	23.2
卸売業	24	10.1
小売業	19	8.0

建設業	15	6.3
運輸業	6	2.5
飲食業	1	0.4
合計	23 7	100.0

資本金別

	企業数	構成比 (%)
1千万円以下	10 2	43.0
1千万円超 ～5千万円以下	11 2	47.3
5千万円超 ～1億円以下	15	6.3
1億円超 ～3億円以下	5	2.1
3億円超	3	1.3
合計	23 7	100.0

従業者別

	企業数	構成比 (%)
20人以下	120	50.6
21人～50人	55	23.2
51人～100人	33	13.9
101人～300人	24	10.1
301人以上	5	2.1
合計	237	100.0

会社形態別

	企業数	構成比 (%)
株式会社	222	93.7
有限会社	12	5.1
個人経営	3	1.3
合計	237	100.0

地域別

	企業数	構成比 (%)
大阪市	145	61.2

東大阪市	17	7.2
八尾市	9	3.8
茨木市	6	2.5
貝塚市	6	2.5
堺市	6	2.5
高槻市	4	1.7
豊中市	4	1.7
和泉市	4	1.7
寝屋川市	3	1.3
守口市	3	1.3
河内長野市	3	1.3
枚方市	3	1.3
岸和田市	3	1.3
その他	21	8.9
合計	237	100.0

4. おわりに

大阪の活力の源泉であります中小企業の皆様の積極的な経営革新により、大阪経済全体の活力ある発展を牽引していくことが期待されております。府内産業の大部分を占める既存中小企業の経営革新による活性化が、大阪産業の再生の鍵を握っているといっても過言ではありません。

今後、ご紹介いたします企業は、経営革新により企業の発展、ひいては、大阪産業の活性化に寄与する可能性があるものばかりでございます。日々経営にお悩みの企業、中小企業の皆様にとって、本連載が、少しでもお役に立てれば幸いです。

大阪府においても、より一層中小企業の皆様の経営革新の取り組みを推進するため、「大阪産業再生プログラム（案）」におきまして、「中小企業の活力再生」を主軸の一つとし、中小企業経営革新支援法関連施策の充実や大阪府中小企業支援センターのワンストップ体制の充実・強化等に努めてまいることにしております。今後とも、府政に対するご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。